

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第1回弘前市福祉有償運送運営協議会
開 催 年 月 日	令和7年12月19日
開 始 ・ 終 了 時 刻	10時00分 から 12時00分 まで
開 催 場 所	弘前市役所市民防災館3階防災会議室
議 長 等 の 氏 名	小山内 孝紀
出 席 者	<p>(委員)</p> <p>会長 小山内 孝紀 副会長 阿保 博実 委員 下山 清司 委員 溝江 義孝 委員 丸谷 信彰 委員 小川 幸裕</p> <p>(登録申請団体)</p> <p>社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 社会福祉法人 抱民舎 社会福祉法人 愛成会 社会福祉法人 オリーブ会 社会福祉法人 誠風会</p>
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	<p>福祉部長 秋田 美織 介護福祉課長 工藤 信康 介護福祉課長補佐 工藤 麻子 介護福祉課介護事業係長 吉本 照幸 介護福祉課介護事業係主事 丹藤 博孔 障がい福祉課長 成田 亜弘 障がい福祉課障がい者医療・給付係長 玉田 桃子 地域交通課長補佐 廣田 洋平 地域交通課交通政策係総括主査 三浦 陽子</p>
会 議 の 議 題	登録申請団体に関する協議について
会 議 結 果	下記会議内容に記載のとおり
会 議 資 料 の 名 称	令和7年度第1回弘前市福祉有償運送運営協議会会議資料
会 議 内 容 (発 言 者 、	<p>1. 開会</p> <p>2. 委嘱状交付</p>

<p>発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>3. 弘前市における福祉有償運送の役割と移動困難者の現況について 4. 登録申請団体に関する協議について 5. その他 6. 閉会</p>
<p>(小山内会長)</p> <p>(下山委員)</p> <p>(小山内会長)</p> <p>(下山委員)</p> <p>(小山内会長)</p> <p>(事務局)</p>	<p>【次第3】弘前市における移動困難者の現況について ＜事務局 説明＞</p> <p>ただいま事務局から弘前市における移動困難者の現況について説明をいただきましたが、委員の皆様から何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>先ほど辞令をちょうだいしたわけですが、この運営協議会の構成メンバー、全国的に見ますとほぼ組合のメンバーが入っているんですね。構成メンバーの中に、これ入れるべきだと思いますが、みなさんどうでしょう。</p> <p>はい。ただいま下山委員の方から組合の方も委員として入れたほうがいいんじゃないかと、組合というのは具体的にはタクシー運転手の労働組合の方ということでよろしかったですか。</p> <p>そうですね。タクシーにおいては、全自交の青森地方連合会の書記長がこれに対してすごい詳しいので、その方に入ってもらえばいいんじゃないかなと思っていました。ただこの間、工藤課長に聞いたら条例で定めないとできないというので、じゃあ次の議会は6月なので、6月まで待つのも今ちょうど辞令交付があったので、オブザーバーで入ってもらえばどうかと思ってますがいかがでしょうか。</p> <p>この件について、事務局いかがでしょうか。</p> <p>ただいま下山委員からいただいたご意見についてなんです</p>

(事務局)	<p>けども、以前お話した際にそのようなご指摘を受けて、こちらの方でも確認いたしました。福祉有償運送のガイドブックによると今言われたようにタクシー運転手の労働組合が構成に必要だと書かれてあったので、運輸支局の方に確認したところ、やはり入れることが望ましいとの回答をいただいております。ただその委員構成のバランスとかも見ながらというところではあるんですが、事務局としましては委員の構成に含める方向で整理したいと思っております。なお、先ほどあったように条例改正の話、一部触れられたと思うんですけども、今回については条例の中にですね、その他市長が必要と認める者という規定がございますので、そこを読み替えた形で次の会議から、依頼の手続きをしたうえで委員の追加という形にしていきたいと考えております。</p>
(小山内会長)	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。他に何か委員の皆さんからございませんでしょうか。それでは、ないようでしたら先に進めさせていただきたいと思えます。</p>
(小山内会長)	<p>【次第4】新規登録申請団体に関する協議について</p> <p>では、次に次第4の申請団体に関する協議に移りたいと思います。今回は、更新申請5団体より協議の申し出がありました。説明の手順といたしましては、事務局から各団体の説明をした後に、委員の皆様よりご質問等を受け付ける形で進めさせていただきたいと思えます。では事務局からご説明お願いいたします。</p> <p><事務局 説明></p>
(小山内会長)	<p>ただいま事務局の方から5団体8事業所の資料の内容を説明させていただきました。この内容につきまして、ご意見ご質問ございましたらお伺いいたします。はい、下山委員どうぞ。</p>
(下山委員)	<p>皆様方ちょっと誤解しているんじゃないかと思うんですけど</p>

<p>(下山委員)</p>	<p>ども、令和 6 年 9 月 30 日に物流・自動車局長からですね、自家用有償旅客運送の利用者から収受する対価、道路運送法施行規則第 51 条の 15 各号の規定にはですね、このタクシー運賃の 8 割、または 8 割を超える運賃の対価にきなさいと。タクシーの半額とかですね、これ見ますとほとんどタクシー運賃の 3 割、4 割しかとっていない。必要以上に安いのをですね、煽って会員募集してはダメだという自動車局長から令和 6 年 9 月 30 日にでております。これに対してどうなんでしょう、皆様方。こういう申請を出してきているんですけども、これを理解されているのでしょうか。小川先生、どうですか、どう思います。</p>
<p>(小川委員)</p>	<p>今、下山委員からお話がありましたのは、自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取り扱いについての通達(72号)の内容でよろしいでしょうか。私は社会福祉分野が専門ですので、こうした国交省の通達をどのように読み解くべきか、判断が難しいところがございます。今回、この通達を読む限りでは「8割」という数字は「目安」と記載されています。この「目安」というものの位置付けや読み方を、議論の前提として先に確認しておかないと議論が進みにくいのではないかと感じます。大変恐縮ですが、専門のお立場である運輸支局の丸谷委員に、その点のご確認をいただければと思います。</p>
<p>(丸谷委員)</p>	<p>8割なんですけども、この通達上 8割にしてくださいというわけではないと思っています。この 8割を目安として考えてください。その前提が実費の範囲内であるということがわかればそれでよいのかなというふうに思います。</p>
<p>(下山委員)</p>	<p>局と本省の考え方が全然違うんですよね。これ 2 年前から、タクシーの 8 割にきなさいって。自動車局長から出てるんですよ。これ皆さんにも私、前の会議でも言ってるんですよね。これ見ればまず逆に下がっていったような状態ですよね。そうなればですよ。やっぱりタクシーというのは、これ見ますとタクシーができない場合は自家用有償運送できなさいっていうことになってるわけ、最初から。それが</p>

(下山委員)	<p>もうなされてないと。もう直接、地域包括支援センターの方に行って、もうこういう値段になってるわけですよ。タクシーが最初から外されているわけですよ。そこからスタートした、平成18年でしたか2006年からこのガイドラインができてそこからスタートして、その都度変わっていったるんですよ。それで一番最近なのは、令和6年4月とか9月に出た対価のことが出てるわけですよ。これは本省にも私、確認してるんです。</p>
(丸谷委員)	<p>確認っていうのはその8割にしてくださいと。</p>
(下山委員)	<p>そうです。8割でもいいし、8割以上にしたいってことなんですよ。人件費入れなさいってこと簡単に言ったら。</p>
(丸谷委員)	<p>その話は下まで降りてきてない状況です。今までずっと2分の1だったわけじゃないですか。2分の1の範囲内で対価を設定してください。それが令和5年12月に8割を目安としてください。そこの背景って言うのは、もともと2分の1で団体が運行できない。赤字になってしまうというところがあったっていうのもあると思うんですよ。そこで8割まで上げます。8割を目安にしてもらおう。で、その8割の考え方、実費の考え方っていうのは、例えば人件費なり、燃料費なり、そういうのを設定していただいて積算した上で、営利目的ではないですよというところも確認できる。この場で協議していただいて、それが確認できれば、それで対価はOKと認識しておりました。</p>
(下山委員)	<p>それはもう最初から考え方が全然違ってきますね。本省に聞いていただきたいと思います。そこからもう最初から違ってらるんで、それでこれ見ますと半額以下にもなってますよね。それも適当でないと。だからこれもう1回ね、やっぱり、見直したいですよ。私2年前の令和6年から言ってるんですけども一向に全然改善されてないんですよ。要は簡単に言ったら人件費入れなさいってことなんですよ。タクシーはもう毎朝、運行管理によってですね。自動日報とか、労働時間の</p>

<p>(下山委員)</p>	<p>管理とか、スピード違反とかアルコールチェックやってですね、朝夕点呼受けてるわけですよ。もう、その積み重ねっていうのは一朝一夕でできるもんじゃないんですよ。そういう中でやってですね、タクシーの3割4割であれば、最初から、公正な競争できないんですよ。そこから間違ってるんですよ。もうスタート自体はそれでよかったんですけど、今は公正な競争しなさいって通達でたんですよ。だからこれから改善して欲しいってことなんですよ。すぐはできないでしょうから。すぐできないんだったら、弘前市にはタクシー券ってあるね、福祉タクシー券が。福祉券。初乗り600円のやつ。障がい者の。あれも今、タクシーもあれですけど、今値上げが、全国的に値上げなんですよ。その券をですね、使えない人がもしもいたらですね、その券を、もっとバージョン上げていただいてね。もしも、そういう人がいたらですよ。希望者がいたら、それを増やしていただいて、そこからスタートすべきでないかと思いませんか。これから、今までやってきた弘前市の流れ、やってきたことを見ればですね。そう思ってるんですけども。</p>
<p>(小山内会長)</p>	<p>はい。では下山委員から今回の利用者からの対価についてのお話と、タクシーの障がい者向けの利用券の利用拡大といった部分の、大きいお話が2つあったかなと思いました。まず前半のタクシー運賃の8割という部分につきまして、私も実は以前からですね、この話につきましてはいろいろ受けてましたので、改めて令和6年4月に物流・自動車局長からでている通達の方確認させていただきました。これは令和5年のそれこそ法改正に基づいて出ているものでありますけども。そのなかをこう私なりに読んでみますと、対価の設定にあたっては、収受する対価というのは、実費の範囲内であると認められること、そしてまた、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることということで書いてまして。具体的にはどういったところが基準になるのかっていうところに、タクシー運賃の約8割っていうふうなことになると。ある意味、これから読むと、現時点で出てるものは、この物流・自動車局長通知というものが最新の情報ではないかと考えると、タクシー運賃の8割の範囲内で、適正な対価を求めなさいというふうな感じするのかなと。ですので、下山委員から話のあった内容につきましては、ここの場で決ま</p>

(小山内会長)

るような話ではありませんので、中央省庁の方のいろいろな委員会の中でですね、いろいろこの辺はもんでいかれるべき内容だったのかなというふうに感じております。加えて、少し私も折角なのでこの通達をいろいろ読んでいってみますと、対価の適用方法につきましてもですね、実は書かれてきておりまして、そこには、複数乗車の対価を定める場合には、1人ずつからもらう対価が明確にちゃんと定められてるっていうこと。その上で、車両の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額、または平均の乗車人員が算出できるのであれば、その平均の乗車人員で運行した場合の対価の総額が、タクシー運賃の8割であると認められ、そういった場合も、いずれかの場合も判断することができますよというふうに通達の2.(3)②ハ.に書いております。それで、今回資料の7ですかね、こちらの方に今回の5団体8事業者のですね、タクシー料金に対する割合っていうことで、低いところは7%とか、大体30%40%という話になっておりますけども。おそらく、車両に2名、3名とか乗れるとなれば、概ね、8割近いところになっていくような感じかなと。一番低い7%のところも、実は、先ほど資料6-1を見ますと、7名乗車する場合もあるっていうことも考えると、8割まではいきませんが、大分5割6割まで来るんだらうなっていうふうに考えると、そう考えると今回のものは概ね妥当なラインじゃないかなっていうふうな感じはしております。ただやはり以前からも下山委員からお話あってますように、安全にまず運送するっていうのが、やっぱり大原則だっていう部分もございますので、そういったところはこれからまたもっと上の会議等でいろいろ議論されてですね、そういった部分、本来の形、どういった形なのかというのをしっかりいろいろ検討していただいて、また整理されればまた、国の方から、新たに通達が出るんじゃないかなと思っております。あとは障がい者のタクシー券につきまして、もし事務局の方から何かありましたら、よろしくをお願いします。

(事務局)

障がい福祉課からご説明いたします。当課では、在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業としまして、身体障がい者の児・者で、1級2級手帳所持者。かつその1級2級であったとしても、例えば内部障がいの場合は1級であったりとか、その障がいの部類によっては、1級に限定してる部分もござ

<p>(事務局)</p>	<p>います。あとは知的障がい児・者の A の方、愛護手帳 A 所持者、B は対象外です。精神障がい者の方も対象外となっております。その中で、こちらの方では制度設計をしております。対象の方に対しては、最大 24 枚のタクシーチケット、タクシー利用券の方を交付する形となっております。こちらの方で、その予算計上をしております、その範囲の中でやってるってこともございます。その事業の実績としましても、その予算の範囲、かなりもうぎりぎりの部分もございますので、今、下山委員がおっしゃったような、利用されていない方たちに対してのそのタクシーの利用券をそっちの方に融通できないかという部分に関しては、もうすでにその対象者自体を決めてしまってるってということと、予算もそれを踏まえての予算を計上してるところもございますので、その部分上がったものを、他の方達のほうに融通するっていうのはちょっとなかなか難しいものと認識しております。以上です。</p>
<p>(下山委員)</p>	<p>タクシー利用券、じゃあそれ適用外なんであれば、それはそれで別問題なんで、それでいいんですけども。やっぱり最初の出口から違ってるんで、これを、実態をまず調べた方がいいですよ。この事業者さんの、輸送実績とかですね。例えば人数があったからこれは 8 割超えてるんだとか。本当にそうなのか輸送実績をやっぱり、1 件 1 件見てですね、それをまたここで協議していくべきだなと思います。どうしても、やれない人っていうか、大変な人に対しては、やっぱりこれ自治体、役所がですね、面倒見るべきだと思いますよ、これ。これからそうするべきだろうと私は思います。事業者の皆さんだって働いている人だって、処遇改善して欲しいんでしょから。これだってお金適切にもらってますね、やるべきなんじゃないですかね。働いてる人そうじゃないですか。月給決まってるからこれは朝点呼とってんでしょうけど、朝早くから。アルコールチェックして、事業所までそこへ行ってですね、朝早くから車出して、乗り換えて、学校まで送っていくわけですよ。それは、タクシー会社にとっては、現にあるタクシー会社の介護部門が、廃止したんですよ。それだけタクシーに対する利用する人がなくなったんですよ。いや、遠くに行くのだから最初はタクシー会社に話して、できないんだったら、自家用有償運送をやりなさい。そっからもう、違ってるんですよ。んでないですか。働いている皆さんどう思います。</p>

<p>(小山内会長)</p>	<p>はい。今、下山委員からご意見ございましたけれども、福祉有償運送とタクシーと、それがあある意味、利用者にとってはどちらを利用するかっていうところもあるかと思ひますし、ただまだ、制度上また、福祉有償運送というもの、なかなか単独でなかなか公共交通を利用できない方の足を確保するために必要な輸送手段っていうところで、今回整理されてきて運用されてきてるところもごひます。実際どうでしょうね。私も実際その利用する立場にはなっていないのでわからないんですけども、実際この福祉有償運送を利用されてる方というのは、例えばタクシー利用できる状況なのかどうかその辺もし何か教えていただけたところがありましたら、事務局の方から何か代表してでも、もしくは事務局の方からでも、ご意見どなたかいただけたら助かるんですけども、いかがでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>それでは、お答えします。一応各事業者さんの方には、本当にタクシー使えないのかっていうのは確認していただけておひまして、ケアマネジャーさんの意見であつたりだとか、事業者さんが直接、利用者さんのところにお伺ひしてその身体状況であつたりだとかを確認して、タクシーを使えないというふうなことで、福祉有償運送を使つていただけておひます。</p>
<p>(小山内会長)</p>	<p>ということで、実際車イスで1人で移動できる、そういった方でタクシーとか利用してる方とかはいらつしゃると思ひますけども、いろんな障がいを持つたりとかっていうので、1人で行くにはいろいろとやっぱり、また大きなハードルがいろいろある方とか、そういった方にはどうしてもやっぱり、タクシー車両に乗る前、乗つた後のそういったケアとかそういったものも必要な状況があるとか、いろんな状況があつてのところだつていうふうな感じなんではないかな。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>そうですね。あくまで輸送だけでなく、各事業者の皆様、輸送された後の介護サービスであつたりだとか、障がいサー</p>

(事務局)	<p>ビスだったりだとか、そういうことも一体的に含めて、皆様事業の方を行ってくださっておりますので、やはり福祉有償運送という制度上、どうしても輸送の面に着目されがちなんですけども、事業者の皆様がやってらっしゃるのは、輸送はあくまでその介護事業、障がい事業といったその本来の事業と一体となって行っているものですので、輸送もできない、輸送も困難ですし、その後の、輸送した後の介護サービス障がいサービスまで含めて考えて、皆様に輸送していただいております。</p>
(小川委員)	<p>私がお質問をいただいて丸谷委員に振ってしまい、かえって議論を混乱させてしまいました。まず、前提を確認しないと多分進まないと思うのですが、下山委員からのご意見と丸谷委員のお答えを踏まえ、現時点で私たちが寄って立つのは手元にある文書である、という共通認識を図る必要があるのではないのでしょうか。つまり、この「対価の取り扱い」という文書を共通の判断基準にする、ということによろしいのでしょうか。ただ、一方で下山委員からは「人件費を入れることになっている」や「民間事業者と今回の福祉有償運送が同じ土俵で事業を行う」という趣旨のご意見もいただいております。しかし、それについてはまだ共通の確認ができない状況です。そうしたお話はあるものの、いわゆる本局と支局の間ではまだ共通認識が図られておらず、私たちは正式な文書を見ることができていません。したがって、現時点では手元にある文書に寄って立つしかない、という理解でよろしいのでしょうか。</p>
(下山委員)	<p>どうなんでしょう。令和6年9月30日の事務改正のやつなんですね最新版。皆さんののは。</p>
(小川委員)	<p>令和6年4月26日になってます。</p>
(下山委員)	<p>最新版は令和6年9月30日なんですよ。</p>

(小川委員)	9月30日のものには先ほどの人件費を入れるや、民間事業者と福祉有償運送を同じ土俵で事業を行なうなどの記載はございますか。
(下山委員)	書いていませんけどもタクシーの8割か8割以上にしなさいとなっています。
(小川委員)	「8割にすべき」というのは、目安という言葉ではなく、そのような記載に明確に変わってるというということですか。
(下山委員)	そうですね。だから本省と局とはもう全然。
(小山内会長)	すいません。はい。小川先生からのいろいろな情報いただいて、また下山委員からも局からの通達の最新が令和6年9月30日付ってお話ありますけども、対価の設定にあたっての考え方とかの表現が実際変わってるかどうかというのは、むしろ丸谷委員確認できませんか。もしよろしければ読み上げていただけると。4月のものは、皆さん、私も持っているんですけども、9月のものは持っている方は多分、限られた方しか持っていないと思われましてですね、書き方が、文章その変わってるんであればあれなんですけども、変わっていなければ、今の考え方で決めていくことになるかなと思ひまして、いかがでしょうか。
(丸谷委員)	対価の取扱い自体が、公示、東北運輸局で公示しているんですけども。わたしが把握している範囲で公示の79号、こちらが令和6年5月なんですけど、すいません9月30日というのが、私が漏れているのか。公示自体も、東北運輸局のホームページに、載せてあるので今見てみます。
(小山内会長)	はい。ちょっと私のところにも今手元に届きましたが、令和6年9月30日っていうのは、物流・自動車局旅客課長からのもので、福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における

(小山内会長)

協議にあたっての留意点等についてというふうな文書で下山委員間違いなかったでしょうか。その中で、8割云々というふうな記載については、4番として旅客から収受する対価についてというところで、旅客から収受する対価については、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であることなどが求められているが、対価通達2.(3)①イにある「タクシー運賃の約8割であること。」は、運送の対価の目安であり、上限として定められているものではない。また、旅客から収受する対価について、運送の対価と運送の対価以外の対価に区分して定められているが、これは、対価通達2.(3)①(注2)にあるとおり、運送の対価を運送の対価以外の名目で収受することにより、運送の対価の水準を、タクシー運賃の約8割の範囲内であるとするような操作を防止するためである。というふうなことで、おそらく、この文章の中では、ここまで、なのかなっていうふうな感じはしてまして。ちょっと対価の考え方について、いろんなとらえ方をするようなことも考えられるのでそれを防止するための措置というふうな形での記載なのかなっていうことで、ちょっと具体的に8割以上にしないとか、そういったところまでの、文言はちょっと明確には記載されていないのかなというふうな感じはいたします。下山委員もいろいろと先駆的な会議等でいろんな情報を得られていると思いますので、我々よりも、実際に正式に発表されている以上のものをいろいろこう、認識されてるところがあって、いろいろとあるかと思いますが。ちょっと現時点で出る範囲で考えると、現行の中でいくと範囲内という考え方でよろしいんじゃないかなというふうに考えております。

(下山委員)

もう結局、頭のいい役人がですね、どっちでもとれるような表現している、これ見れば。だけど、平成18年から始まって、今、令和7年、すぐすぐっていっぱい作ってできたわけですよ。5割からやっとなら8割って数字出てきたわけですよ、2年前に。ですから、やっぱり世の中変化しているわけですから、じゃなくても働き方改革があつてですね、最低賃金も上がっていく。その中で、タクシー会社が一社辞めた。これ当然そうですね、タクシーの3割4割でやっているわけですよ。当然しかも窓口は、包括支援センターにありますし、役所ではやってるって言うけども、もう値段そこから違うわけ

<p>(下山委員)</p>	<p>ですから。自家用有償運送みたいなのはタクシー会社ができない場合、いや、そっちに行きなさいってことであって、公正な競争して欲しいってことなんですよ。もう全然競争が働いていないから、おかしいんじゃないすかっていうのは、別に8割にこだわっているわけじゃないけども、でも、8割って書いてあるし、そういう会議にしないと、毎年これ、私は数年前からしゃべってんだけど、何も改善されてないでしょうから。これもしも今は変な話だけども、点呼取らないですよ。忘年会シーズン飲み先で死亡事故があったって言えば、我々の責任取られるわけですよ。何でこんな安くやってんだとか、この通達をなんも全然見ていないのかと。給料をもらってるからいいんだとか。働いている方の意見ちょっと聞きたいですよ。朝早く出て行って、点呼を受けて、子供たちを運ぶ。そして給料決まって、最低賃金抵触してないのかもしれないけど。そういうことで、今やってるね。素晴らしい仕事をさ。残業もなんも込み込みでやっていいのかちゅう、いや平たくしゃべればね。同じ処遇改善って、それはもうね、もらえば処遇改善なるわけですよでそこだ。働いている方の意見を聞きたいな、私は。</p>
<p>(小山内会長)</p>	<p>処遇改善という部分について、まあ、あの働いている方の意見聞きたいということですけど、なかなかこれやはり事業所の代表の方ですと、お話できるかと思うんですけども、なかなか働いてる方の方ですね、意見というのはなかなかやっぱり申し上げにくい部分があると思いますので、それはちょっとご意見聞くのは控えていただければなと思います。あと今回の資料6につまましてですね、各事業所から詳しくいろいろ、対価の考え方ですとかね、安全に向けてのいろんな具体的なところ、この辺というのは資料大分具体的になって参りましたが、これまで下山委員からですね、やはり運送のプロというふうなところの目線ではですね、安全についてはすごい大事なんだと、そこを疎かにして、運送をすべきでないといった、プロの視点からのご意見をいただいて今回資料という形で整ってきたのかなあと感じておりました。実際やっているかどうかといったものは、やはり我々としてはその資料で書いてるものやれてるというふうなことを信用してやっていくしかない。実際やっているかどうかというのはやっぱり今、監督する省庁において、確認することになる</p>

(小山内会長)

かと思しますので、そういうところはそこに委ねてやっていくしかないのかなというふうに思います。現に実際は介護事業所におけます介護従事者として、今回福祉有償運送をやっているっていうふうなところもあるということもありますので、ここは幸い弘前市としてはそういった形でやられてるので、今この対価でもやれてるのかなと思いますけども、これからまたまたなかなか人員の確保が難しくなったりとかですね。車両をやはり専用には買わないと回せなくなってくる。そういったことになっていくとですね、おそらく各事業所においても、それなりにまた対価を求めないと、やっぱり続けていけないというふうになると思いますので、そういったときにやはりまた、対価を上げるとかですね、場合によっては、人員も確保できないとなりますと、タクシー事業者さんに委託するしかないというふうな話になっていくと思いますので、現段階ではそういった意味では、弘前市民の輸送を受けてる方っていうのは、幸いにしてまだ今、そういったサービスを受けられると。ただこれっていうのはやはりずっと続けるかどうかというのが一番の問題になってくると思いますので、そういったときにはまた事務所の方からですね、タクシー事業者さんに何とか助けてくれといったときには、なんとかタクシー事業者皆さんの方からですね、何とかご協力いただくような、そういった関係性があればいいなというふうに思ったところでございます。

(小川委員)

現在議論されている点を確認いたしますと、下山委員のご指摘は、福祉有償運送が民業圧迫につながっているのではないかと、あるいは「同じ土俵」で考えるべきではないかという点にあると思います。

しかし、福祉有償運送は一般の交通機関とは対象者が異なるという前提で区分されています。もし、本来タクシーを利用できる方が福祉有償運送を利用している実態が仮にあるとすれば、それはタクシー業界や他の交通機関の利益を損なう可能性があり、地域の公共交通インフラの持続可能性という観点からも問題といえます。ただ、これまで数年にわたり、本協議会において事業者の方々に、この点について丁寧に確認を重ねてまいりました。その中では「自分たちでなければ対応できない方々である」という趣旨の説明を一貫していただいていたと理解しています。

<p>(小川委員)</p>	<p>一方で、言葉の説明だけでは、実際に影響を感じているタクシー業界の方々の懸念は拭えないと思います。もし交通インフラの維持に支障が出るのであれば、それは地域全体の問題です。弘前市の取り組みは、私自身が調べた限りでも他自治体と比較しても、非常に丁寧であり、充実しています。しかし、議論の焦点が「本当に福祉有償運送が必要な方なのか」という点に集まるのであれば、その実態をより可視化する必要があります。そうしないと、現場の方々しか知り得ない事実を巡って「水掛け論」が続き、毎年関係者の皆様に不本意な思いをさせてしまうのではないかと危惧しております。</p> <p>そこで提案ですが、現状の確認作業に加え、新たに「アセスメントシート」のようなものを活用してはいかがでしょうか。プライバシーへの配慮は必要ですが、本人に対し「タクシー利用は本当に困難か」「乗車場所まで一人で行けるか」といった状態を確認することで、利用根拠を明確にすることができます。また、新規利用者については、事業者自身による確認だけでなく、第三者機関がチェックすることで公平性を担保し、「利用者を囲い込んでいる」といった不必要な疑念を払拭することも可能と思います。こうした客観的な根拠を示すことで、適切な利用者に限定されていることを証明できるはずです。</p> <p>もう一点、タクシー利用のルール徹底についても触れさせていただきます。各種相談窓口において、「まずはタクシー、次にタクシーチケット、それでも困難な場合に福祉有償運送」という優先順位を明確に案内するのはいかがでしょうか。最初から福祉有償運送を勧めるのではなく、こうしたルールを可視化していくことで、タクシー業界との共通認識を図れるのではないかと考えております。</p>
<p>(下山委員)</p>	<p>これ支局に輸送実績、各事務所からみんな出てきているんですか。実際、我々のタクシーみたいに各事業者さんから輸送実績。これ役所にはいつているんですか。輸送実績は、どうでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>資料7ページを、ご覧いただければ、福祉有償運送の登録事業所のところに、14事業所で280人、延べ輸送回数が6,746回という形となっております。</p>

(下山委員)	いや、回数じゃなくて中身。輸送実績の一件一件の中身。あるんでないの、日報みたいの。
(事務局)	日報等についてはチェックする提出義務がございませんので、我々はこの協議会のための回数だけを把握してるだけとなっております。
(下山委員)	値段はなんぼ走ったとかは全然わからないんだ。点呼とったとかもうそういうのも全然わからないんだ。事業所が支局に出すわけでしょ、当然。
(丸谷委員)	有償運送の実績報告書というのを毎年度、出していただいでいて、その中では、車両を何台使っていて、障がい者の区分とかですね。輸送量、あと輸送人員だとか、運送回数、事故件数、運送収入、走行距離っていうのを報告していただいでいる。
(下山委員)	点呼記録もあるんでしょう。
(丸谷委員)	点呼はないです。輸送実績なので。
(下山委員)	ないの。それは今の郵便局じゃないけども。それがいないのはやばいじゃないですかそれ、点呼記録がないと。我々非常に厳しく見られるわけですよ。うん。朝夕徹底ね。それ同じ命を運ぶ、有償運送ですよ。点呼記録がないっちゃうのはおかしいと思う。アルコールチェックしたの。健康で、今日運転できるの。そういうのはこれは働いている人は何か。会ってみたいんだけど。
(小山内会長)	どうでしょう、実際、毎回毎回、運送を出発する前とか朝と

<p>(小山内会長)</p>	<p>かに確認されていると思いますけども、実際確認した結果というのは記録はされてるっていうふうに認識でよろしいですか。はい。記録はされてるんです。また国に出す必要はないっていうふうなところだと思います。あとは白ナンバーか緑ナンバーかといったところの違いもあるかと思いますが、それをどの辺まで厳しくするかっていうのもまた、国の本省のほうでまたいろいろとまた決めていくかと思いますが、現時点でのルールに則ってやってると思いますけど、そういったところのやっぱり必要性云々というのはもう少し、上の方の会議で議論していただければなというふうな感じに思いますけども、いかがでしょう。</p>
<p>(下山委員)</p>	<p>それも含めてですね、やっぱり年1回の会議だったら、やっぱり、まず8割のことははっきりしてないんで、再度もう1回ですね、この8割きちんと調べてもらって、私も確認しますけども。そういうことでね、やっぱり仕切り直したほうがいいと思います私は。</p>
<p>(小山内会長)</p>	<p>はい。仕切り直してというご意見もございましたけれども。今回の協議会の運営上は、全体諮ってみまして過半数超えない場合は1件1件、また諮るというようなことで、決めていくということになっておりますので、その協議会のそのルール上で、まず、今回につきましては、お諮りさせていただきまして、やはり現時点でのルールの中でやれるものとして進めさせていただきまして、また下山委員がいろいろ疑問に思ってることは、こういろいろとまた国の方で、考えていただいて、この会議でまた決めることでもないかと思いますが、なんとか今後の会議におきまして、また国の動きとか見ながらっていうような形で、進めさせていただければと思いますけども、よろしいでしょうか。</p>
<p>(下山委員)</p>	<p>いや、今すぐ、料金を対価を直せというのではなくて、それは無理だと思うんで、やっぱりその本当に8割なんであれば、来年の新年度からとかね、それに対して、困る利用者がいたら、それは役所が考えて手当してあげてくださいという考えなんですよ。同じ公平なね、競争させて欲しいと。新規きた</p>

<p>(下山委員)</p>	<p>ら、まずタクシー会社に声かけていただいてそれできないんだったら、そういう形でしかも、10割と8割の2割だし、それは利用者が選ぶべきだと思うし、そういう順を踏んでね、このガイドラインに沿ってやって欲しいっっちゃうことだけなんです。</p>
<p>(小山内会長)</p>	<p>わかりました。今のご意見としてどうでしょう。事務局の方で何か今後につきまして何かありましたらお願いいたします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>今の下山委員の発言なんですけれども、今回対象とする、現にタクシー事業が単独では使えない方々へのサービスということで、同じ土俵上で、戦うというものではないということ、という認識でございます。ですが、委員がおっしゃるように、対価については、やはり本体事業で支えてるっていうお話ですけれども、それについては、本体事業が、弱まったときに、急にやめられるということで、利用者の方に多大な迷惑かからないような配慮をやっぱり必要になるかなという認識でございます。</p>
<p>(小山内会長)</p>	<p>はい。ありがとうございます。どうでしょう、他に。はい。どうぞ。</p>
<p>(丸谷委員)</p>	<p>まず先ほどから何回もお話出てますけども、運送事業者が運行できない場合、それに補完するために自家用有償運送があるので、これから新規の登録団体さんいらっしゃった、もしあったっていう話があったら、まず、交通事業者さんに、運行できるかどうかっていうのを確認していただいた方がよろしいかと思います。その上でできないっていうならその登録っていう話、協議って話になってくるのかな。というところになると思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>(小山内会長)</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p>

<p>(下山委員)</p>	<p>全くその通りでありますよ。各包括でしたか、市内に7か所ぐらいあるんでしたか。そこからね、やっぱり周知徹底して行って欲しいですね。利用者は包括センターに行ってんじゃないの直接、違うの、直接市役所に来るの。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>いや、市役所等への申し込みで行うものではございませんので、包括センターにしても、それを取り扱う場所ではございませんので、ただ、そういうふうな事業があるっていうことを認識しているだけ、っていうことです。</p>
<p>(下山委員)</p>	<p>それ、どういう流れで、利用者はいくんですか。タクシーにこないですからじゃあ。最初に話しこないんですが今、支局の方がおっしゃったとおり。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>今の支局でのお話しの件については、新たに事業を行いたい。会員としてやって、新たにしたい場合には、交通事業者の方へ、こういう方の移送が可能かどうかというふうなことを確認した上でできないということであれば、新たな登録をすればいいという認識でいたんですけれども。その会員となるべき方が、会員となった方が、どのようなルートを通じて、その会員になったかっていうことまでは、我々はちょっと把握できるものでございません。</p>
<p>(下山委員)</p>	<p>意味わかんないな。議長わかるんですか、説明。今、丸谷さんが新規きたら、タクシー会社にまず声かけて照会してあげてくださいよ。それでできないんだったら、今やってるね。事業者さんを紹介してくださいってお願いしただけ。</p>
<p>(小山内会長)</p>	<p>はい。おそらくこれから新規で始めたいというところが出てきたときに、その事業所の中で、輸送を必要とする方っていう方が、タクシーを利用することができないような方なのかどうかっていうのを確認して、できないっていうのであれば、新たに福祉有償運送事業を始めることについて、了解と</p>

<p>(小山内会長)</p>	<p>いいですかOK出す。ただ、タクシーを利用できますよねっていうふうに確認できるのであれば、そこは新たな事業っていうのを始めていくっていうことについてやはり、なかなか許可するところまでいけないだろう、そういう確認をできれば今後、もし市の方に、新規で始めるという事業所があれば、そういったアドバイスを市の方からしていただいて、その上でこの会議に諮ると、そういうふうな動きにしていく感じではよろしいのかなと思うんですが、どうでしょうか事務局の皆さん、よろしいですか。下山委員も大体そういった形でよろしいでしょうか。</p>
<p>(小川委員)</p>	<p>今回、必要な方に必要なサービスを提供できないまま事業撤退を余儀なくされる状況は、市民のいわゆる生存権を侵害する可能性が高いと考えます。通院という命に関わる活動や、社会への参加、あるいは孤立や孤独の防止といった市民の権利が脅かされることがないように、その状況については確認しておく必要があると感じています。</p> <p>実態把握の難しさから議論が難しい面もありますが、現在利用されている方々が、今の対価で利用を継続できるのか、あるいは困難なのかという実態については、正確な議論を進めるためにも可能な限り把握することが必要と感じます。その際、もしタクシーを利用できる状態の方がいらっしゃれば（丁寧な聞き取りが行われているので実際にはおられないとは思いますが）、タクシーの利用をお勧めするというのが本来のあり方だと思います。</p> <p>福祉有償運送は、市民の生存権や社会参加の権利を保障する重要なものです。先ほど新規参入の話もありましたが、特定の地域への偏在についても考慮すべきです。事業者は、下山委員からもお話があった通り、法人の「持ち出し」による社会貢献として市民の命や健康、社会参加を確保してくださっています。この現状に甘えるだけでなく、弘前市として市民の権利を守っている現在の素晴らしい体制を維持しつつ、空白地帯がないかを精査し、必要に応じて新規参入を促すことも検討が必要と感じます。</p> <p>逆に、過密地域については既存事業者との住み分けも必要になるでしょう。限られたリソースの中で、「重層的支援」や「地域共生」という大きな枠組みの中に福祉有償運送を適切に位置づけ、人手不足や報酬の低下といった厳しい経営環境</p>

(小川委員)	<p>にある法人側の負担も含め、包括的にやりくりを考えていくことが今後の課題であると改めて感じました。</p>
(小山内会長)	<p>はい。どうもありがとうございます。はい。確かにその事業所ってというのは、今の事業所の体制でもって万全かどうかというところ、それは市として全体的な大きな課題というところもあるかと思えます。実態というのはどこまで把握できるかというところあるかと思えますけども。実際困ってる方がまだいらっしゃるのか、そういったようなことであれば、やっぱりそういったところは補完するっていうのは大事ですし、その補完っていうのがどういった形で補完するのがいいのかっていうところもですね、やはり、重要なところだと思います。タクシーを利用できる方はタクシーの利用をお勧めする、タクシーを利用できないということであれば、新たにまた福祉輸送事業を始める、もしくは今やっているところで受け入れていただく、そういったような整理っていうのがやっぱり必要なのかなというふうに思っています。こういったところをまた各事業所さんまた、市としてもですね、留意された上で、今後また必要な整理、場合によってはこの中でいろいろとまた、意見交換等しながら、整理していくところがあればいいのかなというふうに思っております。大体ご意見出つくしたかと思しますので、今回の申請団体から協議につきまして採決に移りたいと思えます。地域における福祉有償運送の必要性を認めるとともに今回協議しました5団体8事業所の事業につきまして、合意することにご異議ございませんでしょうか。</p>
(全委員)	<p>異議なし。</p>
(下山委員)	<p>ただこれ8割調べてくださいね。これは本当であれば、再度この、会議を開いていただいて、もう抜本的に変えていただくと。それを提案します。それだったら、今あるものの値段それは、致し方ないんですね。毎回そう感じます。何も進歩ないだろうし。</p>

(小山内会長)	<p>わかりました。そうすれば、今の下山委員からお話ありましたとおり、タクシー運賃の8割といった部分につきまして、今後もう少しですね、しっかりと整理するといった意見を付した上で、ご異議がないようですので、すべての協議団体の事業につきまして、合意することといたします。以上で、次第4の申請団体に関する協議を終了いたします。</p> <p>採決がとられ、登録申請団体5団体の登録申請について可決された。</p>
その他必要事項	なし